

北海道道路啓開計画協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「北海道道路啓開計画協議会」(以下、協議会という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、道路管理者及び関係機関・団体等の連携・協力により、北海道で大規模な災害が発生した場合に行う道路啓開の実効性向上を目的としており、本協議会における協議を経て、道路法(昭和27年法律第180号)第22条の3に基づく道路啓開計画を定めるものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開の実施に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために道路管理者及び関係機関・団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長(以下、会長等と称す。)を置くものとし、会長を北海道開発局建設部長が、副会長を北海道建設部長が務めるものとする。
- 3 会長等が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、会議には必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 5 会長は実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループは、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第5条 会議は原則として非公開とし、会議に提出された資料及び議事概要は、会議終了速やかに公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 広域にわたって甚大な被害や重大な影響が想定される災害については事務局を北海道開発局建設部道路維持課に置くものとする。
- 3 前項に定める以外の災害については事務局を北海道開発局建設部道路維持課と北海道建設部建設政策局維持管理防災課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第8条 協議会は、道路法第28条の2第1項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年3月30日から施行する。

(令和7年8月20日 一部改正)

(令和8年1月30日 一部改正)

(令和8年3月30日 一部改正)

(令和8年8月27日 一部改正)

(別表) 北海道道路啓開計画協議会 構成員(案)

【道路管理者】

機関名	役職	備考
国土交通省 北海道開発局	建設部長	会長
	建設部 道路維持課長	
	建設部 道路計画課長	
北海道	建設部長	副会長
	建設部 建設政策局 維持管理防災課長	
	建設部 土木局 道路課長	
札幌市	建設局 総務部長	
	建設局 維持担当部長	
東日本高速道路(株) 北海道支社	道路事業部長	

【関係機関】

機関名	役職	備考
北海道警察	警備部 警備課長	
	交通部 交通規制課長	
全国消防長会 北海道支部	幹事(札幌市消防局 警防部 消防救助課長)	
陸上自衛隊 北部方面総監部	防衛部 防衛課長	
国土交通省 北海道開発局	建設部 河川計画課長	
	建設部 地方整備課長	
	港湾空港部 空港・防災課長	
	事業振興部 防災課長	
	農業水産部 水産課長	
経済産業省 北海道産業保安監督部	管理課長	
	電力安全課長	
	保安課長	
総務省 北海道総合通信局	防災対策推進室長	
環境省 北海道環境局	資源循環・災害廃棄物対策課長	
札幌管区気象台	業務課長	
北海道	環境生活部 環境政策課 水道担当課長	
	水産林務部 水産局 漁港漁場課長	
	総合政策部 航空港湾局 空港港湾担当課長	
	総務部 危機対策局 原子力安全対策課長	
	保健福祉部 総務課 政策調整担当課長	
北海道エアポート(株)	総合企画本部 企画部 次長	
認定NPO法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク	技術系専門委員	
災害中間支援組織 北の国災害サポートチーム	副代表	
NPO法人防災レジリエンス二輪協会	事務局長	
	北海道支部長	
(一社)日本自動車連盟 北海道本部	業務推進課長	
全日本高速道路レッカー事業協同組合	支援隊隊長	
	北海道支部長	

【建設関連団体】

機関名	役職	備考
(一社)日本建設業連合会 北海道支部	事務局長	
(一社)日本道路建設業協会 北海道支部	事務局長	
(一社)北海道建設業協会	専務理事	
(一社)北海道測量設計業協会	理事(道路設計部会 部会長)	
(一社)北海道地質調査業協会	理事長	
(一社)建設コンサルタンツ協会 北海道支部	道路・道路構造物技術向上WG主査	
(一社)日本機械土工協会 北海道支部	支部長	
(一社)日本建設機械レンタル協会 北海道支部	支部長	

【ライフライン関連機関】

機関名	役職	備考
北海道電力(株)	総務・環境部 防災グループリーダー	
NTTドコモ(株) 北海道支社	災害対策室長	
KDDI(株) 東日本エリア担当	テクニカルセンター 副センター長	
ソフトバンク(株)	北海道ネットワーク技術部長	
NTT東日本(株) 北海道事業部	災害対策室長	
楽天モバイル(株)	基地局運用管理部 副部長	
札幌市	下水道河川局 事業推進部長	
(公社)日本水道協会 北海道地方支部	札幌市 水道局 給水部 技術管理・危機対策担当課長	
北海道下水道災害対策会議	議長(北海道 建設部 まちづくり局 都市環境課 公園下水道担当課長)	
(一社)日本ガス協会 北海道部会	事務局長	
(一社)日本コミュニティーガス協会 北海道支部	事務局長	
北海道ガス(株)	保安推進部長	